

体罰・暴力根絶に向けて　一問題の所在と取り組み－

阿江美恵子
東京女子体育大学

1. はじめに

2013年1月8日に新聞各社が大阪の男子高校生が運動部活動中の指導者の体罰を苦に自殺したことを報じた(2013a)。その後、2012年のロンドン夏季オリンピック大会出場の柔道女子選手が監督の暴力指導を、連名で訴えるという事態が起きた(2013b)。この問題に関する反響は大変大きく、報道直後から起きた「スポーツ指導者は体罰を当然と思っているのではないか、スポーツの負の部分ではないか、スポーツは非人道的ではないか、大人が女性・子どもに体罰をすることは許せない、昔からずっとあった、強くなるには必要だ」など様々な方向からの非難と、また反対に体罰擁護の声も起き、体育・スポーツ界の根底を揺るがす大きな事件に発展した。そのさなかにも指導者の体罰指導のビデオ映像がインターネットを通じて流され、「問題意識のかけらもないような」スポーツ指導者の行動に、心あるスポーツ関係者は驚いたに違いない。

ことの重大さを認識した日本体育学会では、理事会が緊急声明(2013年1月31日)を出し、「体育・スポーツ指導の原点を求める学術行動を起こす」決意を表明した。筆者は1990年から運動部指導者の体罰・暴力の実態調査と原因究明のための研究を続け(1990, 1991, 1995)、「運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から」という論文で、指導者から暴力を用いた指導をうけた選手が暴力を伝承する可能性を指摘した(阿江, 2000)。

そのような経緯と日本体育学会の理事を務めていたことから、2013年度に日本体育学会理事会に設置された体罰・暴力根絶特別委員会の委員長を務めることとなった。本稿では、2013年度と2014年度の日本体育学会の体罰・暴力根絶の取り組みを紹介する。これらの取り組みが、日本体育学会会員に情報として十分行き届いているかの検証はできていないが、あらためて関心を喚起し、指導者の体罰・暴

力は許されないものであるという理念を徹底したいと考えている。

2. 日本体育学会の緊急声明

以下は、2013年1月31日の緊急声明の原文である(日本体育学会理事会、2013年)。

「(一社) 日本体育学会理事会 緊急声明

2012年12月23日、大阪市立桜宮高校の男子バスケットボール部主将が顧問教員の体罰に抗議してみずから命を絶ちました。誠に痛ましい出来事であり、心からご冥福を申し上げるとともに、ご遺族の方々に哀悼の意を表します。

今回の出来事は、現在なおわが国に潜在している運動部の体罰の現状をあらためて私たちに見せつけることになりました。私たちにとって、運動部における体罰が指導上の「禁じ手」であることは過去も、現在も、そして未来も自明の理です。そのため、一般社団法人日本体育学会において、こうした声明を出すこと自体が本来、不必要との認識がありました。

しかしながら、2013年1月12日の日本体育学会理事会では、今回の「桜宮高校における体罰事件」が議題に取り上げられ、運動部の指導において体罰は用いてはならないことが必ずしも徹底されていない現状を認識し、あらためてこの問題を直視して真摯な対応を行うべきであるという意見で一致しました。

手始めとして、体育・スポーツ・健康関連のわが国最大の学術研究団体である一般社団法人日本体育学会は、わが国における運動部の体罰を根絶するために、この緊急声明を出すことにいたしました。

日本体育学会にはこれまで64年の歴史があります。この緊急声明を踏まえて、これまで日本体育学会において調査・研究され、蓄積してきた運動部の指導における体罰問題に関する知見を結集し、新

たに「運動部における体罰根絶への提言」を作成し、公表したいと考えています。

体罰による運動部の指導は、顧問教員が動物の調教のように生徒を自在に操ろうとする手段であり、決して容認できるものではありません。実験心理学の研究成果が示すように、閉じられた空間の中で人を罰することができる権限をもたらすと、その権限は次第にエスカレートしていき、他方で罰を受ける側もそれを甘受するようになります。同様に無気力で無抵抗な人間を作り出すという実験結果も見られます。

その一方で、競技スポーツの隆盛は、学校運動部に多くの責務を負わせていることも事実です。体育・スポーツの本来的姿を改めて確認することも体罰根絶につながるものと考えます。

一般社団法人日本体育学会は、今後、運動部における体罰の生徒への影響を科学的に検証するだけでなく、体罰のない指導が競技成績向上にも有効であり、かつ不可欠であることを、学会全体で総力を挙げて社会に訴えかけていきます。

2013年1月31日

(一社) 日本体育学会理事会
会長 山西 哲郎
副会長 朝岡 正雄
副会長 平野 裕一
常務理事 近藤 良享
(理事一同)

このような声明が日本体育学会から出されたことは初めてのことだったのではないかと思われる。

この声明の上記下線（筆者による）にあるように日本体育学会は「運動部における体罰根絶への提言」を作成し、公表したいと考えています。」と表明し、次の行動に移った。それが2013年の日本体育学会第64回大会（立命館大学 びわこ・草津キャンパス、2013年8月28日～30日）における、緊急シンポジウム2題に結実した。

3. 日本体育学会第64回大会（2013年）での緊急シンポジウム

日本体育学会第64回大会（立命館大学びわこ・くさつキャンパス、2013年8/28～30）において、緊急シンポジウムI（8月28日（水）16:00～18:00）テーマ：専門領域からみる「体育・スポー

ツの原点とは何か、体育・スポーツ指導の原点とは何か」と緊急シンポジウムII（8月29日（木）14:00～16:00）テーマ：スポーツ関係団体からみる「体育・スポーツ指導の原点とは何か」が開催された。そこで内容を以下にまとめた。

シンポジウムIで出された提言

- 専門領域パネリストやフロアから出された提言
- ・経営組織論のメゾ的視点から考察すると、①教員養成、②リカレント教育、③マニュアル整備に取り組む必要がある。（野川春夫（順天堂大学））
 - ・ジェンダーの視点から、①人権意識の向上、②スポーツ界の男女平等の確立を推進する必要がある。特に、女性スポーツの指導は女性が行うのが望ましい。（阿江美恵子（東京女子体育大学））
 - ・体育とスポーツは文化的そして社会制度として異なることを認識し、混同しないことが必要である。（菊幸一（筑波大学））
 - ・指導者やコーチングの能力について、その目的や方法を再検討する必要がある。（朝岡正雄（環太平洋大学））
 - ・指導者が暴力を使う理由や原因、容認する風土を把握する必要がある。（フロア）
 - ・特に初心者や女性に対する指導力の向上が必要である。（フロア）

シンポジウムIIでスポーツ関係団体から出された提言

- ・体育系の大学で、教員養成課程に運動部活動指導法を必修カリキュラムにする、外部指導員の指導力向上に恒常に講習その他の工夫をすること。（友添 秀則（早稲田大学））
 - ・文部科学省では、第三者による相談・調査制度を作成して、問題が起きたときの救済および予防ができるような仕組みを整備する。（杉浦 久裕（文部科学省））
 - ・現場の指導者からは、愛情を持って個性の違いを尊重して選手を指導することの重視。（宇津木妙子（NPO法人ソフトボール・ドリーム理事長））
 - ・サッカー協会からは、指導環境を整備することが重要で、そのため指導者ライセンスの確立、一人の指導者の指導人数の制限、指導者を斡旋できるシステムの構築、補欠ゼロ・複数登録のリーグ戦整備という計画が示された。（山口隆文（日本サッカー協会））
- 以上のことを山口泰雄氏（神戸大学）は、部活動指導者養成のコアカリキュラムの構築・実施、選手

の自主性を尊重・アスリートファーストという理念の教育、良いクラブの育成、に凝集されるとまとめた。注1)

以上の提言は、シンポジウムで話題提供をした登壇者の多様性を反映して多岐にわたり、体罰・暴力の問題がいかに広く深く体育・スポーツを蝕んでしまったかが示されたとも考えられる。特に教員の関わる学校運動部での暴力指導の蔓延は、罰則を厳しくして根絶するという文部科学省の取り組みを生んだと言えるだろう。外圧からではなく、自ら根絶を目指すという日本体育学会理事会の決意のもと、理事会で設置された体罰・暴力根絶特別委員会（担当理事 阿江美恵子、小林勝法）は、2013年10月12日の日本体育学会理事会において他の委員会、専門領域に委託して、体育学会の総力をあげて具体的な方策をまとめることを提案した。

4. 専門領域、委員会への方策の委託

それぞれの専門領域、体育学会理事会内の委員会に体罰・暴力を根絶する方策を以下のテーマで委託した。専門領域の事務局に人選を任せ、提言を報告書にまとめる担当者には日本体育学会から委任状を送った。提言の第一次締め切りを2014年3月末とした。

テーマは以下のようであった。

- 1) 大学体育問題特別委員会（理事会）
体育系大学で運動部指導のためのコアカリキュラムの開発、教育実施へのロードマップの作成（体育系大学・学部長会議と連動）
新たな指導者資格制度の検討
- 2) 男女共同参画特別委員会（理事会）
女性競技者の抱える問題、女性指導者増加のための具体的方策の検討
- 3) 体育方法専門領域、体育経営専門領域、体育心理学専門領域
指導環境の整備を妨げるものを大局的に検討する。
指導者の目的・方法の再検討
- 4) 体育哲学専門領域
暴力容認の風土の解明と、風土を変える視点の検討
- 5) 体育社会学専門領域、体育科教育専門領域
学校教育と運動部活動の新たな構造改革
良いクラブ指導者は教員であるべきか否か
- 6) 体育心理学専門領域、スポーツ法学（それぞ

れに同じテーマをお願いした）。

第三者相談窓口によるサポートシステム構築の検討

それこれから選ばれたのは以下の方々であった。

表1. 提案作成の研究者名簿

専門領域	担当者
体育方法	大嶽真人（日本大学） 橋口 泰一（日本大学松戸歯学部） 古賀 初（東京電機大学） 小坪 昭仁（防衛大学） 岡子浩二（筑波大学） 尾縣 貢（筑波大学）
体育経営管理	作野誠一（早稲田大学）
体育心理学	中込四郎（筑波大学） 岡澤祥訓（奈良教育大学） 豊田則成（びわこ成蹊スポーツ大学）
体育哲学	関根正美（日本体育大学） 田井健太郎（長崎国際大学） 坂本拓弥（東京学芸大学大学院・院生）
体育社会学	新井野洋一（愛知大学） 松尾 哲矢（立教大学） 杉本 厚夫（関西大学）
体育科教育学	菊 幸一（筑波大学） 神谷 拓（宮城教育大学）
スポーツ法学	井上洋一（奈良女子大学）
委員会（理事会）	担当者
大学体育問題特別委員会	土屋裕睦（大阪体育大学） 松元 剛（筑波大学）
男女共同参画委員会	阿江美恵子（東京女子体育大学） 金谷麻理子（筑波大学）

第一次報告は、日本体育学会理事会（2014.4.10開催）で報告されたが、専門領域の取り組みが素晴らしい、体育学会の会員に公開して議論を深める必要性があると特別委員会では考え、理事会で了承された。そして、2014年度秋にこれらをまとめた専門領域、委員会の研究者たちを一堂に会して、意見交換の会を開くこととした。その意図は、各専門領域の視点が様々で、まとめてしまうより、そのままオープンにしたほうが専門性の異なる日本体育学会の会員には理解されるということと、他の領域の考え方を知る良い機会になるだろうということからであった。

5. 公開研究会（2014年11月3日）の内容

研究会は、「運動部活動の支援と指導者養成に関する公開研究会」とし、主催は日本体育学会体罰・

暴力根絶特別委員会であった。趣旨は「スポーツ指導における体罰・暴力事件が相次いだことから、指導者の資質向上が改めて問い合わせなおされ、都道府県教育委員会や中体連、高体連、日本体育協会などもその取り組みをすでに始めている。急を要する対応としては、現職教員の再教育や教職課程で学ぶ学生の教育などが必要であるが、この点だけに焦点を当てるに、近視眼的で視野も狭くなりがちである。そこで、学校運動部活動は制度として今後どうあるべきか、理念的、長期的な視点から検討した上で、研究者と現職教員が一堂に会し、目下の課題の学生の資質向上の具体的な教育プログラムについて検討する。」というものであった。

内容と演者は以下のとおりであった。

- I部 運動部と指導者を取り巻く環境と制度
—運動部活動の行政的位置づけや支援態勢—
司会：阿江美恵子（体罰・暴力根絶特別委員会委員長、東京女子体育大学）
・松尾哲矢（社会、立教大学）
　学校教育と運動部活動の構造改革
・作野誠一（経営管理、早稲田大学）
　部活動改革に向けた検討課題と提案
・神谷拓（教科教育、宮城教育大学）
　教師の専門性と運動部活動の位置づけ
コメンテーター：中体連 菊山直幸専務理事
　高体連 小野力会長
　佐藤豊 鹿屋体育大学教授

- II部 指導者育成・研修プログラムの内容と方法
司会：小林勝法（文教大学）
発表：現職教員対象調査結果
(佐藤正伸・文教大学)
運動部指導者養成のための授業科目
(土屋裕睦・大阪体育大学)
コメンテーター：中体連 菊山直幸専務理事
　高体連 小野力会長
　佐藤豊 鹿屋体育大学教授

上記研究会の概要は以下のとおりである（日本体育学会、2014）。

学校運動部のあり方から、指導者の暴力をなくすための視点を、体育社会学、体育経営管理学、体育科教育の3人が話題提供を行った。教員の立場から現場の問題がコメンテーターから指摘され、運動部指導者の抱える問題が明らかとなった。参加者からは体罰問題を解決すべきだという意欲が強く表明された。また、体罰問題を抜本的に根絶するためのロードマップを作成して関連専門領域の意見をまとめて

いくべきだという意見が出された。それについては次年度に向けて理事会に提案することとした。

異なる専門領域を体育学会大会とは異なる時期に集めて、このような研究会ができたことは、専門領域相互の意見交換による問題意識の深まりと視点の違いを認識できたという意義があった。このように研究者の立場からは、体罰根絶という一致した見解が出されたが、根絶できない集団が対極に存在し、自分たちの意見を正々堂々と主張することもない。この構図は記憶が薄れてきたときに再び浮上てくる危険性を持っている。スポーツを志して指導者の道に進んだ指導者集団のどこをどのようにルール化すれば体罰根絶に繋がるか、そのことを皆が認識するために、繰り返し、繰り返し頭に叩き込まなくてはならない。そのためには、継続的な教育の重要性が指摘できる。

6. 日本体育学会第66回大会における本部企画シンポジウム（2015年8月26日、国士館大学）

2015年3月末に最終報告が完成した。ここでは紙幅の関係で詳細を示すことができないが、日本体育学会のホームページで論文公開と同様の手法をとって公表した（2016年1月末現在）。

各専門領域の問題解決への意識の高さは、2014年11月3日に開催された研究会での参加者の議論でも感じることができた。これは体育学会の会員の多くが、議論に加わりたいという意欲を持ち、解決策を提案したいという意欲の現われではないかと考えることができよう。

そこで、日本体育学会第66回大会で、「体育・スポーツにおける暴力指導の抑止と指導者教育」というテーマで学会本部企画シンポジウムを開催した。2014年度に各専門領域に依頼した体罰・暴力の根絶に関する提言のまとめと、現職教員・体育系大学生への調査結果を示した。また、具体的な行動指針として、各専門領域の提言の中から、会員への情報の少ないスポーツ法学の取り組みと、指導者の資質向上のための指導者育成について提言を示し、暴力なき体育・スポーツ指導を実現するために心を一つにして取り組む姿勢を共有することを目的とした。

司会は小林勝法（文教大学、日本体育学会体罰・暴力根絶特別委員会副委員長）で、以下に演者と発表概要を示した（日本体育学会第66回大会予稿集、2015）。

①体罰・暴力根絶特別委員会の最終報告の紹介 阿江美恵子（東京女子体育大学）

最終報告の概要と文部科学省平成26年度委託研究（東京女子体育大学）の調査結果を紹介した。教員免許更新講習会3会場に参加した324名のうち、運動部指導に必要な情報やスキルが十分に身についていると回答したものは3割であった。さらに、運動部指導の講習会の必要性は8割以上が認めていた。体罰をなくす環境整備では、指導者の数を増やす、指導者の経済的な保障、文武両道の強化を必要と答えたものが多かった。体罰を用いた者への処分については、30代が必要性への認識が少なく、50代のほうが厳しく回答していた（阿江・大石、2015）。

②スポーツ法学からの現状と問題

井上洋一（奈良女子大学）

スポーツ法学会は、第1にスポーツ界がいま、まさに暴力・人権侵害行為との決別の時期を迎えており、第2に、成立したばかりの基本法でも強調されたようにスポーツ団体には、社会に対して、良きガバナンスとコンプライアンス（法令遵守）が求められていること、を重大にとらえ、提言として、6つの緊急課題と中・長期的課題を提案し、求める方向性を示した。

具体的な対応として、サポートシステムの構築、とくに第三者相談窓口等の早期の開設が共通の課題として認識された。スポーツ法学の立場から、サポートシステムの構築に向けて、第三者相談窓口等を中心、その現状を明らかにした。

③新しい時代にふさわしいスポーツ指導者育成のあり方

土屋裕睦（大阪体育大学）

スポーツ指導における暴力根絶を目指した文部科学省の有識者会議の報告書である「運動部指導ガイドライン」（座長：友添）ならびに「タスクフォース報告書」（座長：勝田）を精読し、授業科目に含まれるべき内容を検討した。スポーツ指導に必修となる基礎的な知識（例：運動部活動における安全・事故防止対策）や対象に応じたより専門的な知識（例：競技特性や生徒の発達段階に応じた適切な指導内容・方法）を段階的に学ぶような、層構造のカリキュラムを想定した。

体罰・暴力の背景等の探求から、具体的な根絶のための指導者教育に視点が移ってきたことが見て取れるだろう。指導行動での体罰防止は体育・スポーツ界の喫緊の課題であり、体育人の手で解決するた

めに、教育で暴力を用いることの不正と、指導はどうあるべきかの正しい理念を身につけさせれば、直近の対処だけでなく、本当の暴力根絶を実現できると考えられる。

7. 2016年の日本体育学会大会における国際シンポジウム（大阪体育大学）

スポーツ指導者の体罰・暴力の発端となった大阪での学会大会の開催で、会場校の大坂体育大学大会組織委員会は、一連のこの問題の最後になる国際シンポジウムを企画している（予定）。欧米でも指導者の暴力やセクシュアルハラスメントは問題となってきたが、防止策を考える手がかりが得られることを期待している。

8. 体罰・暴力根絶の長い道のり

筆者は指導者の暴力を人間の攻撃性の一部として理解しようとしたが（阿江、2000）、2013年の事件以来、教育現場では「非行行動の矯正として教師は体罰を用いざるを得ないことがある、それまで否定するのか」という議論が起きたという。運動部活動中の指導者の暴力が、「非行行動の矯正」であることが証明できれば問題解決は早いはずである。しかし、多くの体罰指導者は、矯正のために殴っているのではなかつたことが大きな問題であった（阿江、2000）。

280名対象（2013年に高校3年生）を対象に、体罰が問題になったあとの高校での運動部指導者の動向を調査し、指導者が変更された（5.4%）のち、その指導者がどうなったかを図1にまとめた（阿江・大石、2015）。部活を持たない33.3%、退職6.7%であった。退職は懲戒免職か否かは不明だが、自らやめた者もいたと考えて良いだろう。専門領域の報告書の中から、体育心理学領域の豊田の記述に、「本報告における4つの事例の中では、まさに体罰・暴力を起こした指導者も困惑し、自分を見失い、対処困難に陥っていることが可視化されていた。」とある（日本体育学会HP.）。

表1は、290名の女子体育系大学生（2013年度に高校3年生）に体罰問題が起きたときに「どのように感じたか」を複数回答させたものである（阿江・大石、2015）。40%が「体罰はなくなることはない」と感じていた。体罰は仕方ないと考えるグループと否定するグループに分かれることが示されている。スポーツに参加する子どもに、大人の指導者が、指

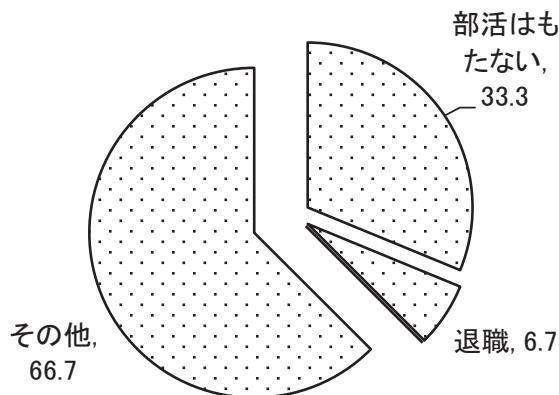


図 1. 体罰をした指導者のその後について

表 1. 体罰が問題になったときの考え方

カテゴリ	件数	(全体)%
体罰がなくなることはないと思った	118	40.7
指導者がやめたら困ると思った	71	24.5
大人が体罰を用いるのは許せない	71	24.5
体罰はセクハラにも関連している	62	21.4
体罰を受けたがその先生は尊敬している	57	19.7
体罰を用いたら指導者はやめさせるべきだ	50	17.2
体罰を用いる指導者がいることに驚いた	45	15.5
体罰を用いる男性指導者は異常である	31	10.7
耐えてきたのが無駄になるような気がした	18	6.2
体罰がどうしていけないのかわからなかった	17	5.9
スポーツは殴られて強くなる	16	5.5
体罰によって自分を追い込めた	14	4.8
やっと体罰がなくなると思い嬉しかった	12	4.1
殴られなければ理解できなかった	12	4.1
大会に出るには体罰は必要だと思った	9	3.1
体罰はスキンシップである	3	1.0
態度の悪い生徒にいじめられると思った	2	0.7

導の方法として暴力を用いることが「異常なこと」であることの教育が必要であることが見て取れるだろう。指導者が「正しいこと」と考えていれば、そういう指導になる。子どもは正しいことも正しくないことも教育されてしまうのである。自分で考えて判断できるのはずっと後からである。その知識がなく、スポーツだけができる人が子どもの指導に関わることのミスマッチである。

指導者教育は長い道のりだが、続けることが大切であることを主張したい。

9. まとめ

本稿は、日本体育学会理事会に設置された体罰・暴力根絶委員会の2013年から2015年にわたる指導者の体罰・暴力根絶の取り組みを簡単に紹介した。

運動部の教育的価値と競技力向上を目指す勝利至

上主義の二つの相容れない価値について、専門領域は勝利志向を否定的に論じていた。体育方法やスポーツ競技団体で競技スポーツの指導に関わっている多くの指導者が理論的な論文に触れる機会が乏しく、他方文系の専門領域の研究者は、競技スポーツで何が起きているかに关心が薄かった。指導者教育は様々な専門領域の知識がすべてのスポーツ指導者に必要で、その知識がスポーツの科学的指導につながることを示唆している。今回の問題は、体育・スポーツが狭いスポーツ社会だけのものではなく、社会にとって意義のある活動であるからこそ多くの関心を得たと認識すべきである。スポーツ指導者は社会の認める行動規範に則って行動しなければならないのである。

注1) このシンポジウムは、一般社団法人日本体育学会 第64回大会組織委員会 立命館大学スポーツ健康科学部、立命館大学映像研究科 郡航 宮田悠史 ベリモア ショーンにより、DVDにまとめられた。

文献

- 阿江美恵子 (1990) スポーツ指導者の暴力的行為について、東京女子体育大学紀要 25 : 9-16.
- 阿江美恵子 (1991) 暴力を用いたスポーツ指導の与える影響、東京女子体育大学紀要 26 : 10-16.
- 阿江美恵子 (1995) 学校期の競技スポーツ指導における体罰、東京女子体育大学紀要 30 : 85-91.
- 阿江美恵子 (2000) 運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から、体育学研究 45 : 89 - 103.
- 阿江美恵子・大石千歳 (2015) 平成26年度文部科学省委託事業学校体育活動における指導のあり方調査研究事業「体育系大学における運動部指導者の資質育成」東京女子体育大学 Pp. 137.
- 朝日新聞 (2013a) 1月9日朝刊.
- 朝日新聞 (2013b) 1月30日朝刊.
- 日本体育学会理事会 (2013) 日本体育学会理事会名で2月5日 日本体育学会ホームページで公開された.
- 日本体育学会 (2014) 第13回理事会資料、12月6日.
- 日本体育学会第66回大会予稿集 (2015) pp. 9-11.